

## 桑名市景観条例に基づく届出制度

桑名市では、良好な景観づくりを進めるため、桑名市景観条例を制定し景観計画を策定しました。市内で平成23年10月1日以降に着手する建築物等の建築などの届出対象行為については、あらかじめ届出が対象となります。

### 届出を要する行為

対象行為と規模		
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ10mを超えるもの又は建築面積1,000㎡を超えるもの	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	①煙突(支柱及び支線があるものについては、これらを含む。)その他これに類するもの	高さ10mを超えるもの
	②架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ30mを超えるもの
	③鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(前号に掲げるものを除く。)	高さ10mを超えるもの
	④装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。)	
	⑤高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	
	⑥擁壁、さく、塀	高さ5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの
	⑦ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設	高さ10mを超えるもの
	⑧アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	高さ10mを超えるもの又は築造面積が1,000㎡を超えるもの
	⑨自動車車庫の用途に供するもの	
	⑩汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	
	⑪太陽光発電設備(同一敷地内若しくは一団の土地または水面上に設置するものに限る。)及び風力その他の再生可能エネルギー源を利用した発電設備	建築物の上端から当該工作物の上端までの高さが5mを超え、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10m(②に掲げるものにあつては30m)を超えるもの。
	⑫①から⑪に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	
	⑬その他の工作物	高さ10mを超えるもの又は築造面積が1,000㎡を超えるもの
開発行為 (都市計画法第4条第12項に規定する開発行為)	行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの又は行為にともない生ずる擁壁又は法面の高さが5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの又はその高さが5mを超えるもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの又はその高さが5mを超えるもの	

※増築・改築などを行った後の全体の規模が、各欄に定める規模を超えている場合は、届出が必要となります。